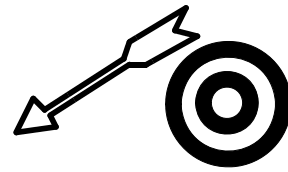




ま と は ず れ
的外



みのる法律事務所便り
第 2 4 3 号
平成 2 2 年 7 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒021-0853
岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950
✉ minoru@minoru-law.com



田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻 (下)

『伝家の宝刀』 3



今回は、遺産分割に際して相続人がもらえる権利である①法定相続分、②遺留分、③寄与分の中から、①法定相続分について説明しました。

②遺留分については、『火種・足枷』においてある程度のことは述べましたので、今回は③寄与分について説明します。

「**寄与分**」という制度は、昭和55年(1980年)の民法の一部改正によって新しく作られた制度です。昭和56年(1981年)1月1日以降に開始された相続に関して適用されるものです。つまり、昭和56年(1981年)1月1日以降に死んだ人の遺産相続に適用されるということです。そもそも、「寄与」とは「役立つこと」とか「貢献すること」という意味ですから、「寄与分」とは「役立った分」と言い換えることができます。

この昭和55年(1980年)の相続法に関する民法の改正点は何点かありましたが、世間が注目したのは**法定相続分の改正**でした。マスコミなどは、「妻の相続分が引き上げられた」と報道しました。世間でも、この改正では「妻の相続分が増えた」と受け止めました。確かに、それまで「妻の相続分は子らと共同相続する場合は3分の1」でしたが、改正によって「2分の1」となりました。それまでは妻より子の相続分の方が多かったのです。その点が注目され、このことは多くの人に知られました。

戦前の相続法は**家督相続**で、長男子が全てを相続し、妻には法定相続分がありませんでした。戦後の新憲法の下で出発した相続法では、**男女平等**となり、妻の法定相続分は3分の1、子供の法定相続分は3分の2となり、それを均等に相続することになりました。昭和56年(1981年)1月1日以降の相続においては、**妻の法定相続分は2分の1、子供の法定相続分は2分の1と、妻の相続分を増やした**のです。これは、**子供の数が少なくなったこと**などが理由だと思います。また、妻の**潜在的共有持分**が意識されていると思います。

昭和56年(1981年)1月1日以降に適用される新法に「寄与分」が新しくできたという点は、妻の相続分が引き上げられたということほど世間には知られていません。どういうわけか、マスコミもそれほど大きくは取り上げなかったような気がします。だが、この**寄与分制度**は、相続法を考える上では大変重要な意味を含んでおり、この機会に是非勉強してほしいところです。

寄与分制度は、ややもすると戦前の**家督相続**に逆戻りする制度ではないかとの誤解

も生じかねない面があります。つまり、新憲法の下で平等を大事にするあまり、「家業を継いだ長男も、東京で大学を出てサラリーマンをしている二男も、父親が亡くなったら農地や商店まで平等に分割相続する」という結果を招くことに対する反省の下にできた制度だからです。

即ち、単純に言ってしまえば、「農家を継いでいる長男に農地を、商店を継いでいる長男に商店を相続させやすくしよう」という意図がある制度です。被相続人の跡を継いだ人をバックアップしようとする面があります。ですから、戦前の**家督相続**に戻るような思いを抱かせる一面があることは否定できません。

でも、**家督相続**と**寄与分制度**では、本質的な違いがあります。**家督相続**は、言葉は悪いのですが、馬鹿でもチョンでも「長男子であれば、家督として全財産を相続できた」のです。これに対し、**寄与分**は「寄与した者が寄与分をもらえる」という制度であり、**寄与した者は長男子に限るものではなく、寄与した者であれば寄与分をもらえる**のです。**家督相続**は、長男子という内容はともかく、そういう立場にある者に相続させるという極めて**形式重視の制度**でしたが、**寄与分**は、**寄与したかどうかという中身の問題**であり、形式的なものではありません。

「形式的な平等である均等分割の弊害を修正するために、実質的な面に着目して家を継ぐ者を保護しよう」という思惑がこの**寄与分制度**の中にはあります。「家を継ぐ者を厚く保護することによって、稼業を絶やさない」という思いもあります。

「**寄与分制度**は、**相続法を考える上で大変重要な意味を含んでいる**」と述べたのは、わが国の相続法が**戦前の家督相続**から**戦後の均等相続**に大変革を遂げたわけですが、**家督相続**は「**長男子**」という形式にこだわり、**戦後の法**は「**平等**」という形式にこだわりました。どちらも行き過ぎがあるように思われます。

戦後35年が経過し、均等相続は形式に過ぎて実質的な妥当性を欠くようなケースが多く見られるようになってきました。これを修正しようとするものが**寄与分制度**です。このように考えると、**寄与分制度**は、相続法を考える場合に無視できない本質的な一面を有しています。

行き過ぎを修正するということは、何事においても必要なことです。現代民法の基本原則の第一は、「**契約自由の原則**」です。契約は自由だと言っても、売主・東北電力さんと買主・一般家庭との関係において「来月からは電気料を10倍にする。嫌なら契約しなくてもよい」などということをして、契約は自由だから許されるとすることは**弱肉強食**を助長することとなります。そこでは、**契約自由の原則も修正が必要**となってきます。**法の改正や法の解釈・運用においても、修正は不可欠**です。

ここでも「**いい湯加減、いい塩加減がある**」ということをおわかりいただければ幸いです。40年も田舎弁護士を体験してきましたと、「**法の解釈・運用にも、いい湯加減、いい塩加減がある**」ということを痛感します。勢いに乗って言ってしまえば、その加減を知らない若い裁判官がいることは嘆かわしいというのが実感です。

寄与分制度に興味をお持ちいただけましたら、次回には**寄与分制度の内容**について述べて参りますので、引き続きお読み下さるようお願い申し上げます。



やりすぎか やり足りないか 運動量
難しきかな いい塩加減



平成22年7月19日
青空浮世乃捨

最近、^{ふく}脹ら^{はぎ}脛が痛むことが多くなりました。明け方には、^つ攣ることも度々あります。主治医の出浦照國先生からは、「腎臓の機能が低下しており、高リン、低カルシウムの傾向が見られるので、そのせいかもしれない」と指摘されています。検査結果には、最近「高リン、低カルシウム状態」が顕著となってきましたので、出浦先生のおっしゃるとおりだと思います。

気をつけて観察していますと、運動量が関係している気もします。脹ら脛の痛みがきついときに、毎朝続けているウォーキングを1日休んだりしますと、翌日は嘘のように軽くなります。家内からは、「腎臓の機能も下がってきているし、年も取ってきているから、運動量を減らした方がよいのではないか」と口うるさく言われています。

これまでやってきたことをやめることには抵抗があります。「これまでやれてきたことがやれなくなった」と思いたくはありません。何だか自分が^{しぼ}萎んでいくことを自認するようで、嫌なのです。

筋肉は鍛えなければ衰えます。少しでも鍛えて、少しでも強くしたいという欲もあります。先日も、永仁会病院の管理栄養士・瀬戸由美先生より、「千田さんは、腎臓の機能が5%しかないのに未だ透析をしないでいられるのは、若い頃スポーツで鍛えたお陰で、筋肉が丈夫だからだと思う」と言われました。筋肉を鍛えることは、それ自体は必要なことであり、誤ってはいないと思います。だが、出浦先生は「筋肉は、無理をすれば却って壊れてしまう」と、いつもアドバイスしてくれています。

出浦先生は、ある日の診察の折には「まさか、千田さんは舞台上でこんなことを披露するつもりではないでしょうねえ」と、腕を曲げてボディビルのポーズを取りながら笑われました。そして、「頑張りすぎないように、頑張ってください(笑)」と言われました。

「頑張りすぎないように頑張れ」とは、先生一流のおっしゃり方で、宿題を頂戴したような感じです。「どのぐらい頑張ったらよいかは、自分で見つけ出せ」ということだろうと受け止めています。

「筋肉を壊すか、強くするか」は、「運動量がやりすぎか、やり足りないか」ということになりそうです。やりすぎれば壊すことになるし、やり足りなければ強くはできません。やらなければ衰える一方です。

今朝(7月19日)ウォーキングをしながら、どのくらいが適度な運動量なのか、考えました。いつもは毎朝1時間、両手首に1kgずつの手首用のウエイトを巻いて歩くのですが、今朝は45分に短縮してみました。15分の違いでも、足に掛かる負担は随分と軽減されました。この影響がどう出るか、観察してみたいと思います。

この夏は格別暑く、猛暑が続いています。「30℃を超えたらウォーキングを取りやめる」ということも、**試行錯誤の1つ**として考えています。30℃を超えた中で生活すると、知らず知らず体力を消耗することになります。朝、涼しいからと言って、朝のうちに激しい運動などして体力を消耗してしまえば、その後が持ちません。事務局に「体力を『温存』しておいて下さい」と言われましたが、実の的を射た一言です。「温存」とは、「使わないで大事に保存しておくこと」ですが、猛暑を乗り切るためには、朝のうちに体力を使い切ってしまうとは持たないということに気づかせてもらいました。そこで、朝の段階で「今日は30℃を超える」という予報が出ていたら、朝のウォーキングをセーブしてみることにしました。どんな結果が出るか、試行錯誤です。

今朝(7月19日)の岩手日報の「一刀政断」という記事は、「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」と言った英国の思想家ジョン・アクトン(1834—1902)の言葉を紹介した上で、「絶対的多数は絶対に暴走する危険性が高い」と指摘しています。

先般行われた参議院選挙の結果については、「よかった」と思う1人です。現在、衆議院は民主党が圧倒的多数です。その上、参議院まで民主党が単独過半数を取るようでは、民主党が絶対的権力を持つことになり、その民主党の中でも選挙を取り仕切った者が絶対的権力者となりかねません。今度の参議院選挙は、そうなることを阻止できたという意味で「よかった」と思うのです。ただ、「**ねじれ国会**」などと言われ、法案が通りにくくなり、政治が停滞する懸念もありますが、十分に議論を尽くすためには**ねじれ状態こそ望ましい**と思います。その方が、少数意見も無視されずに済みます。絶対多数となつては、暴走を抑えることができません。戦争志向の絶対的権力者が生まれる危険な土壌となりかねません。

私如きの**運動量の加減**と、**政治の世界**とをリンクさせて話すことはいかがなものかと思われる方も大勢おられることと思います。だが、**何事においても、「いい湯加減、いい塩加減が大事だ」という意味では共通している**と思います。



川 柳

師の好きな 天ぷら開く 6年目



平成22年7月20日
青空浮世乃捨

平成22年(2010年)7月20日(火)は、毎月1回の^{いでうらでるくに}出浦照國先生の定期診察日です。平成17年(2005年)7月19日(火)の第1回診察日から丸5年が経過し、**6年目に突入した記念すべき日**です。

2つの大学病院で、「もう透析しかない」と宣告されてから出浦先生の指導する食事療法を開始し、透析導入を延ばしてきましたが、何と丸5年も延ばせたということになるのです。正直なところ、「1年も延ばせないだろう」と思っていました。それが2年、3年、4年、5年と、食事療法だけで透析導入を延ばすことができたのです。大満足です。出浦先生とそのスタッフの先生方に対し、**心底より感謝の気持ちが湧き上がってきます**。家内や事務局等、支えてくれたスタッフに感謝の気持ちで一杯です。

この5年間で、16冊の本を発刊することができました。充実した5年間でした。かつてないほどQOL(生活の質)が向上しました。考え方がポジティブになりました。行動力が身に付いてきました。感謝の気持ちが湧くようになりました。1日1日が楽しいものとなりました。

出浦先生の教えは、単に病気を治療するという事に留まらず、**生活習慣全般**にわたっています。早寝早起き、腹八分目、まめに動く等が実行できるようになったのも、先生のご指導によるものです。

出浦先生の診察が終わった日は、「解放日」としてしています。診察終了後に車に戻って食べる弁当は何よりの楽しみです。診察日の数日前より、今度の弁当は何にするかを家内と話すのは楽しい時間です。

平成22年(2010年)7月20日(火)の弁当は、**6年目に入って第1回目の食事**となります。**特別な意味**があるような気がして参りました。「あれ食べたい、これ食べたい」というだけに留まらず、「**記念になるものを食べたい**」などと、何日か

前から思うようになりました。すぐ頭に浮かんできたのは、「**天ぷら弁当**」でした。その理由は、**出浦先生は天ぷらが大好きだ**ということ、何度か聴いて知っていたからです。それを思い出したら、「6年目の第1回目の食事は、**恩師の好きな天ぷらし**かない。**天ぷら弁当だ!!**」と決まりました。家内にもそう話したところ、「それはいい。そうしましょう」と直ちに賛同してもらいました。家内は、「超豪華な天ぷらを揚げる」と張り切りました。家内は、海老、イカ、白身魚、各種野菜などを準備しましたが、私のたっでの希望で1.5cm厚のハムも揚げてもらいました。これは、旨いものを紹介する本の中に**1.5cm厚のハムカツ**が写真で紹介されており、「**いつか食べてみたい♪**」と思い続けていたものです。

診察が終わるや否や、車に駆け戻り、天ぷら弁当を頬張りました。天ぷらが旨かったことでもあります。5年間元気にやらせていただいたのは出浦先生をはじめとする多くの皆様のご指導によるものであることと、家内や事務局の支えによるものであることが、天ぷらから、口中に、そして体全体に染みわたってくるのがわかりました。

1.5cm厚のハムの天ぷらは、予想以上に食べ応えがありました。これは、「**6年目以降もポジティブに食事療法を続けよう**」との思い込みを込めて、がつつりとかぶりつきました。味はともかく、手応えというか、噛み応えというか、十分すぎるほどでした。6年目以降の食事療法は、これまで以上に難しい局面の連続であろうと覚悟していますが、この厚いハムを噛み切った勢いで前向きに乗り切っていきたいと思えます。

私は、**出浦先生**のことを単に主治医とは考えていません。勝手に「**人生の師**」とさせていただいています。

食事療法6年目の第1回目の食事を、出浦先生の大好きである天ぷらで開始できたことは感無量です。この年になって師と仰ぐ先生がおり、その師の大好きを無事5年を経過したことのお祝いと6年目突入の記念の食事とすることができたことは、思いのほか嬉しいことでした。1回の食事ですが、**格別の重み**を感じました。**生涯忘れることのできない食事**だと思います。

これまでの5年間の御礼とこれからのお願いを込めて、出浦先生の好きな天ぷらで**6年目以降の第1回目の食事が開始できたことを、心の底から幸せだ**と思えてなりません。

川柳にもなっていないですが、

師の好きな 天ぷら開く 6年目

という駄文には、そのような思いが込められています。





『患者の目、患者の耳、患者の口』へ

寄せられた感想に嬉し涙

平成22年（2010年）7月28日（水）朝、江東区倫理法人会会長・島田裕志先生よりお電話を頂戴しました。「『患者の目、患者の耳、患者の口』を読んだ。患者になってみると、身に染みてくる本だ。病気は自分の気持ちで治さなければならないという考え方が伝わってきた。多くの患者に読ませたい。仲間にも読ませたい。今日、注文書をFAXするので宜しく願いしたい」というような内容でした。

島田先生は体調を崩され、現在療養中です。その先生がわざわざお電話を下さり、しかも話の内容が嬉しいもので、思わず涙がこぼれてしまいました。先生は、「この本は、患者にとって勇気を与えられる本だ。私は、この本を読んでやれそうな気になった」とさえ言ってくれました。この言葉を聴いたときに、「この本を出したよかった」という思いが込み上げてきました。それが私の嬉し涙の原因だった気がします。

いつも、「こんな本を書いても、誰か読んでくれる人がいるのだろうか」と思いながら本を書いています。これまで一度も「この本なら、誰かが読んでくれるだろう」という自信を持って発刊した本はありません。「こんなものを書いても、誰も読んでくれるわけではない。自分は書くのが好きだから、書くだけだ。それでよい」と自分自身を慰めてきていましたので、島田先生のお電話に感極まったのです。先生にはこれまでお世話をいただきっぱなしで、何のお役にも立っていないことを悔いていましたが、このお電話で救われた気がしました。先生に「この本を読んでやれそうな気になった」と言われ、「書いてよかった。本当によかった」という気持ちになりました。

「書くのが好きだから、書くだけだ」というのも本当のことですが、このようなご感想をいただくと次元の違う喜びを感じます。

『患者の目、患者の耳、患者の口』をお読みいただいた方々からは、「イラストがいい!!センスがある。ユーモアがある。先生と奥様の関係がデフォルメされていて、楽しい。思わず笑ってしまった」などというご感想が多く寄せられています。遠藤隆行先生のイラストは、センスとユーモアに満ち溢れています。7月25日（日）に、長兄夫婦と昼食を一緒に摂った際、兄はこの本の裏表紙に描かれている家内の膝枕で寝ている私のイラストを指差し、「イラストを書いた先生は、この姿を見て書いたの？そっくりそのままだ」と言いました。こんな姿は隆行先生にはお見せしていませんが、隆行先生の想像力の豊かさと感性の鋭さに脱帽です。

「こんな本を書いても読む人はいないだろうから、もうやめておこう」と思ったりもしたのですが、島田先生のお電話や多くの人のご感想に後押しされ、「また書いてみようか」という気が湧いてきました。隆行先生からも「これからもイラストを描きます」とありがたいお言葉を頂戴していますので、『患者の目、患者の耳、患者の口』は今回が第1巻ですが、第2巻、第3巻と続けていきたいと思えます。

すでに、岩手県国民健康保険団体連合会が発行している『岩手の保健』創刊200号記念特集号(平成22年7月7日発行)に、「患者は自ら知らなければならない」という健康エッセーを掲載していただきました。

（患者）自ら知り （患者）自ら選び （患者）自らやる
知らず 選ばず やらば 治らず

という拙い狂歌を紹介したものです。次作エッセーは、「患者が変える」というものを予定しています。どんどん書きたいものが湧いてきています。これも島田先生をはじめ、ご感想をお寄せ下さった皆様の支えによるものです。御礼を申し述べたく、この紙面をお借りしました。

些か気が引けますが、『患者の目、患者の耳、患者の口』発刊のお知らせと「黄色い本シリーズ 購買申込書」を同封させていただきますので、何卒よろしくお願ひいたします。1冊1,200円(税、送料・手数料込)は高すぎると思いますが、送料・手数料が結構かかりますので、何卒ご理解下さるようお願い申し上げます。